

市議会だより

▶ トピックス(②~④、⑪ページに掲載)

- ★① 市道沖松浦線(二又トンネル)工事請負契約を可決!
- ★② 佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正に附帯決議!
- ★③ 議会報告会の見直しについて!



▲木立桟敷西区 龍王神社奉納相撲大会(平成26年10月5日開催)

【主な掲載項目】

- 平成26年第3回定例会の概要 (P2~4) ■ 議員の表決態度の公表 (P4)
- 一般質問 (P5~9) ■ 各委員会、政策研究会活動報告 (P10~11)
- 決算特別委員会の設置、12月定例会のお知らせ (P12)

平成二六年 第三回定例会の概要

九月定例会は九月一日に開会し、予算議案一件、予算外議案二〇件、専決処分の報告二件、認定二件、諮問一件が上程されました。八日からは、一八人の議員により四日間にわたり一般質問が行われました。各常任委員会では、一六・一七日にそれぞれ所管する案件について審査し、教育民生常任委員会は、一九日にも開催しました。二四日、最終日の本会議において、それぞれ採決が行われ上程された案件は全て原案の通り可決しました。ただし、佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正については、教育民生常任委員会から附帯決議案が上程され、可決しました。主な内容・審議結果についてお知らせします。

一般会計補正予算の概要

九月定例会において、補正予算総額六億三、〇〇三万六、〇〇〇円が可決しました。これにより既決予算と合わせた平成二六年度一般会計の予算総額は四四九億一、二五一万七、〇〇〇円となりました。今回の補正の主な事業を抜粋して掲載します。

●保健福祉総合センター一般管理費

(一、六七〇万円)

がい者就業・生活支援センター・ジャングルを和楽内に移転するための改修工事費

●障害者一般管理事業

(六二三万六、〇〇〇円)

福祉型児童発達支援センター整備に関する助成費

●廃棄物処理施設解体撤去事業

(二、一一〇〇万円)

旧西部清掃センターの施設解体に伴う設計業務、地質・水質調査業務等の委託費

●観光施設魅力アップ事業

(五、六一九万三、〇〇〇円)

東九州自動車道、佐伯蒲江間の開通に備えて観光振興を促進するため、既存の観光施設を拡充し、魅力アップを図る事業費

主な特別会計補正予算

●経済産業常任委員会（審査）

平成二六年度地方卸売市場事業特別会計補正予算（第一号）（六六〇万円）
基金積立金及び葛港市場耐震診断・補強計画に要する費用

●執行部説明

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●反対討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●賛成討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●答弁

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●建設常任委員会（審査）

●質疑

共同企業体の代表構成員としての入札参加資格要件は、過去に一件の同種工事の実績でよいとしているが、総合評価項目においては、過去の施工実績件数に応じ加点している。施工実績の少ない佐伯市内の業者にとつては不利であり、受注機会が減少するような要件をなぜ設定したのか。

●答弁

今回の工事は、施工規模も非常に大きく、難易度も高いため、円滑な共同施工を確保する中心的な役割を担う代表構成員には十分な技術力とその実績が必要であると判断したものである。

診断と補強計画の委託費を今回、補正予算において計上する。

修正案の動議

河野豊委員から本事業については、

まず市場関係者等への説明を十分行い、一二月に再度改めて審議すべきという理由で、本補正予算のうち葛港市場耐震診断・補強計画事業の三〇五六、〇〇〇円を削除する修正案が提出されました。

●採決

本修正案については、挙手採決の結果、賛成少数により、否決しました。引き続き、原案について、挙手採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

記名投票による採決の結果、賛成多數で可決しました。

★トピックス関連① 主な予算外議案

●工事請負契約の締結について（平成二六年度社交第一一ーA九八号市道沖松浦線二又トンネル（仮称）新設工事）

契約の方法 契約設定型一般競争入札（総合評価方式）

相手方 菅・佐々木特定建設工事共同企業体（豊後高田市香々地）

工期 四八四日間

●建設常任委員会（審査）

●採決

本修正案については、挙手採決の結果、賛成少数により、否決しました。引き続き、原案について、挙手採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

●討論

河野豊委員から本事業については、

まず市場関係者等への説明を十分行い、一二月に再度改めて審議すべき

という理由で、本補正予算のうち葛

港市場耐震診断・補強計画事業の三

〇五六、〇〇〇円を削除する修正

案が提出されました。

●反対討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●賛成討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●答弁

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●建設常任委員会（審査）

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●討論

河野豊委員から本事業については、

まず市場関係者等への説明を十分行い、一二月に再度改めて審議すべき

という理由で、本補正予算のうち葛

港市場耐震診断・補強計画事業の三

〇五六、〇〇〇円を削除する修正

案が提出されました。

●反対討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●賛成討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●答弁

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●建設常任委員会（審査）

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●討論

河野豊委員から本事業については、

まず市場関係者等への説明を十分行い、一二月に再度改めて審議すべき

という理由で、本補正予算のうち葛

港市場耐震診断・補強計画事業の三

〇五六、〇〇〇円を削除する修正

案が提出されました。

●反対討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●賛成討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●答弁

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●建設常任委員会（審査）

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●討論

河野豊委員から本事業については、

まず市場関係者等への説明を十分行い、一二月に再度改めて審議すべき

という理由で、本補正予算のうち葛

港市場耐震診断・補強計画事業の三

〇五六、〇〇〇円を削除する修正

案が提出されました。

●反対討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●賛成討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●答弁

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●建設常任委員会（審査）

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●討論

河野豊委員から本事業については、

まず市場関係者等への説明を十分行い、一二月に再度改めて審議すべき

という理由で、本補正予算のうち葛

港市場耐震診断・補強計画事業の三

〇五六、〇〇〇円を削除する修正

案が提出されました。

●反対討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきということで反対する。

●賛成討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●答弁

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●建設常任委員会（審査）

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●討論

河野豊委員から本事業については、

まず市場関係者等への説明を十分行い、一二月に再度改めて審議すべき

という理由で、本補正予算のうち葛

港市場耐震診断・補強計画事業の三

〇五六、〇〇〇円を削除する修正

案が提出されました。

●反対討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●賛成討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●答弁

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●建設常任委員会（審査）

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●討論

河野豊委員から本事業については、

まず市場関係者等への説明を十分行い、一二月に再度改めて審議すべき

という理由で、本補正予算のうち葛

港市場耐震診断・補強計画事業の三

〇五六、〇〇〇円を削除する修正

案が提出されました。

●反対討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●賛成討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●答弁

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●建設常任委員会（審査）

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●討論

河野豊委員から本事業については、

まず市場関係者等への説明を十分行い、一二月に再度改めて審議すべき

という理由で、本補正予算のうち葛

港市場耐震診断・補強計画事業の三

〇五六、〇〇〇円を削除する修正

案が提出されました。

●反対討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

順序、筋道を付け、一二月定例会に再提案すべきectlで反対する。

●賛成討論

葛港市場の新築事業は、議員提案で本会議において全会一致で議決し、市が新規事業として公にしたという経緯がある。この事の重大さをどのように捉えているのか理解できない。

</div

あるので、市内の業者が全員参加できるような発注条件で行うべきである」との意見が、また三浦涉委員から「国、県に準じた要件設定を行うべきであり、本市独自の要件設定は行うべきではない」との意見が述べられました。

一方、賛成の立場で、後藤勇人委員から「市内業者での施工が望ましいが、本市としてはより高い技術力を要求したこと、また本市技術職員の経験不足については大分県建設技術センターの協力を得ることで解消することが確認できた。より高い品質の工事を要望する」との意見が、また清家儀太郎委員から「本工事の施工箇所周辺は、県内でも有数の水産基地であり、地元住民の長年の願いであった。本工事が有利な財源を活用し、実質負担も少なく、地域にとっても大きな価値がある」との意見が、また寺本高明委員から「地元業者の優先受注という観点で今後は考慮すべきであるが、本事業は鶴見地域の住民が長年待ちわびていたものであり、本事業の完成で地域の活性化が図られる」との意見が述べられました。

採決

挙手採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

採決

記名投票による採決の結果、賛成多数で可決しました。

本会議

●佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

本会議

反対討論（高司政文）

待機児童解消は公的責任を持つ認可保育所の新・増設で行うべきである。また保育士は多くが非正規職員で、正規職員は賃金が低く、子育て後の再就職が困難であり現在不足していると考えられる。条例案がこのまま施行された場合、子供の安全や保育を必要とする子供が公平に保育を受けられるのか大変危惧されるので反対する。

賛成討論（井上清三）

新制度では、フルタイム、パートタイム、自営業、在宅勤務等多くの就労支援保護者への対策に配慮がされ、保育の必要条件が緩和されるとともに、佐伯市独自基準で暴力団排除が付け加えられ、子供が健全に育成される体制作りの取組になつていると確信し賛成する。

採決

起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

採決

起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

●佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

するもの。この改正により国が指摘する給与構造上の「わたり」は解消される。

本会議

反対討論（後藤幸吉）

佐伯市の職員は給料が高く、今度の改正表が正しいものか疑問を感じる。この改正で「わたり」を解消し、年間一億六、〇〇〇万円の効果があるというが、これまで自主的に行つてきた給与五%カットでは二億五〇〇万円の効果があつた。佐伯市民の声を考慮し、職員にはもう少し我慢してもらいたく反対する。

賛成討論（井野上準）

この一部改正が施行されると、四級以上の格付職員七九九人のうち一部対象外の職員もいるが、一ヶ月に約一、〇〇〇万円、ボーナス等も含めると、年間約一億六、〇〇〇万円の減額となり、一〇〇%「わたり」が解消されるということである。行政改革の観点からもメリットが多いにあるので賛成する。

採決

起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

●財産の取得について（地方卸売市場統合整備事業用地）

経済産業常任委員会（審査）

執行部説明

現青果市場三社の統合市場を整備するための用地を取得するものであり、全体計画の約四〇%に当たる四、一八一・九三²m²の土地、買収予定価格一、三八〇万三六九円について、当該地権者四人と本契約を締結する。

討論

反対の立場で、後藤幸吉委員から「青果市場三社の統合がまだされていない中で、土地を虫食い状態で取得すべきではない」という意見が述べられました。

一方、賛成の立場で、富松万平委員から「最初から全ては決定していないが、インター・チエンジの完成など今後変わりゆく状況を見据えながら、そこにふさわしい統合青果市場を徐々に造り上げるというような事業展開は今後の公共事業の新しい一つの道ではないか」という意見が述べられました。

本会議

採決

挙手採決の結果、賛成多数で可決しました。

起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

★トピックス関連②

佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について

佐伯市蒲江生活支援ハウスの居住利用者の定員の増加（一人から三人に増加）に伴い、定員に係る規定を改めるとともに、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理等をするもの。

教育民生常任委員会（審査）

執行部説明

当該施設において定員一名に対し、一三名の利用者を受け入れておらず、条例違反に当たる。この運用が七年間にわたり見過ごされており、違法状態を改善するため条例を改正する。

採決

挙手採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しましたが、本議案について今後このような不祥事が起こらないことを期し、附帯決議案を可決しました。

本会議

採決

冒頭に、市長から本件に関する不祥事についての謝罪がありました。

起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

また、教育民生常任委員会提出の附帯決議案についても、起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

議案第89号 佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正に対する附帯決議

今定例会に提出された議案第89号、佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正については、介護保険法の一部改正に伴う条文の整備に併せて、蒲江生活支援ハウスの居住利用者の定員を改めるものである。

その理由としては、平成19年2月から定数11人のところを定数より2人多い13人を入居させて利用させており、これを現状にあうように改正しようとするものである。

そもそも、市は生活支援ハウス運営事業の実施に当たり遵守すべき事項を定めた本条例のうち、その基本となるべき利用者定数を長期にわたり条例に違反して事業運営をさせており、この事態を看過することはできない。

よって、佐伯市議会は、議案第89号佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について次のとおり強く要請する。

記

- 1 市は、事務事業の執行に当たっては当然のことながら法令遵守に努めること。
- 2 市は、施設を管理し事業実施する指定管理者に対して、適切な指導体制を整え、指導・監督に努めること。

〔議員の表決態度の公表〕 ※賛否が分かれた議案等について掲載しています。※議長（宮脇保芳）は、通常の過半数議決には表決権がありません。

件 名	会派 議員氏名	議決 結果	平成会			新風会			市民の会			開政会			輪馬会			公明党			自民党			無会派					
			賛 成	反 対	○	清 田	塩 月	富 松	江 藤	矢 野	寺 本	高 幸	野 芳	演 野	上 田	御 手	清 家	吉 良	后 藤	吉 好	井 野	芦 刈	井 上	三 浦	河 野	浅 利	美 知	佐 藤	高 司
議案第71号 平成26年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	21:4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
議案第80号 工事請負契約の締結について(平成26年度社交第11-A98号市道沖松浦線二又トンネル(仮称)新設工事)	原案可決	21:4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	●	○
議案第82号 佐伯市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	24:1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
議案第83号 佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	24:1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
議案第89号 佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について	原案可決	24:1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
議案第94号 佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決	24:1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第96号 財産の取得について(地方卸売市場統合整備事業用地)	原案可決	22:3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
附帯決議案第2号 議案第89号佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正に対する附帯決議	原案可決	24:1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○

一般質問

9月定例会では、9月8日、9日、10日、11日の4日間、18人の議員が登壇し、市政の各分野にわたる一般質問を行いました。その主なものについて、要約して掲載します。

※ 一般質問の掲載について

一般質問の記事は、議員の責任において議員本人が質問・答弁の原稿を作成しています。その内容に相違がないときは原則として原文のまま掲載しています。

中小企業振興基本条例(仮称) について

富 松 万 平

問・大分県では中小企業が県内企業数の九九%以上を占め、八割超の雇用者数を担っている。県は平成二十五年三月に中小企業活性化条例を制定したが、本市独自の中小企業振興基本条例の制定についての考え方を問う。

答・本市としても中小企業を振興する上で、企業、行政及び市民の役割を明らかにし、協働して地域経済の振興を図り、もつて地域の発展に資するためには、この条例制定に向けて準備を進めている。

問 答問…施行はいつ頃の予定か。

答…三月定例会で上程したい。

問 答問…中小企業のうち、九割以上が小規模事業者であり、七割が赤字企業といわれている。「成長発展」のみならず「持続的発展」にも価値を認め、小規模事業者支援のための法律である「小規模基本法」及び「小規模支援法」が今年六月に公布されたが、条例にどのようにいがすのか。

答・小規模事業者の多くが抱えている資金調達の問題、新規立ち上げの支援や経営指導等について、商工会議所・商工会等と協議・検討を行い、現在制定を進めている条例へと反映させていきたい。

市外の火葬場を使用する場合の負担軽減について

矢 野 幸 正

問・宇目火葬場（豊楽苑）が平成二七年三月末で廃止されると葬儀を豈後大野市三重町の葬祭場で行うことが多くなると予想される。市外のため火葬場使用料が市内と比べ倍以上になる。大分県下の市外での火葬場使用料を調べたところ、市町村合併により豊後大野市や白杵市では市外の火葬場を使用した場合、増額分を助成する制度を設けていることが分かった。平成二六年三月定例会で同内容の質問をしたが、以上の点を踏まえ、負担軽減について再度、市の考えを問う。

答・豊後大野市、白杵市の制度は特別な事情を背景として助成するものであり、三月定例会で答弁したところ、本市における新たな助成制度の新設は難しいと考えている。

問・宇目火葬場を存続させながら、豊後大野市三重町での葬儀に伴う火葬場使用料の負担軽減を求めているものではない。宇目火葬場業務サービスの廃止に替わる負担軽減の助成制度を求めているが困難か。

答・他の地域の状況等との兼ね合いも踏まえ、研究も必要と考える。

入津湾漁場改善工法調査 業務について

寺 本 高 明

問・平成二五年度・二六年度の二ヵ年にかけて実施している本調査業務が今年度で完了するが、本調査を受け実施可能な漁場改善に係る事業名を問う。

答・調査中で明確な事業という形にはならないが、国の補助事業である水産環境整備事業等が考えられる。

問・入津湾は、酸素及び水質や海水交換が悪いが、漁場改善事業によりどのようなことが改善されるのか。

答・一つは、湾口部の一部をしゅんせつし、航路を拡張することにより台風時に冲合生簀を安全かつ迅速に引き込むことが可能となる。もう一つは、貧酸素水塊の出現する深度が下がれば、海水交換が促進され、底質が改善されると考えられる。

問・補助事業で実施可能となつた場合、市として事業を実施する意思はあるのか。

答・水産庁あるいは他省庁等の補助事業として採択されるよう、市として早期の事業実施に向け、前向きに検討し、地元の理解を得ながら実現できるよう努力したい。

東九州新幹線の早期計画について

三 浦 渉



▲新幹線（参考イメージ）

問・佐伯市では平成二七年三月に、記念すべき合併一〇周年を迎えると同時に、待望久しかつた東九州自動車道佐伯蒲江間の開通が予定されている。多くの市民が期待する次の大規模社会資本の整備は、東九州新幹線の実現であろうと考えるが、その準備会の設置について市の見解を問う。

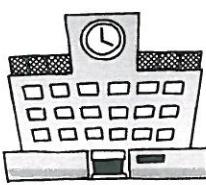
答・現在、東九州新幹線鉄道建設促進期成会、九州知事会等、多くの団体が毎年要望活動を行っている。準備会の設置については将来的なものであり、現時点では既存の期成会等を通じて要望していきたいと考えている。

問・大分県最南端の行政区が早急に準備会を立ち上げたらどうかと考えている。東九州自動車道のように民間で準備期成会を立ち上げた場合は佐伯市長として、顧問に入る考えはない。

答・民間で立ち上がるということになれば顧問として一緒に推進していきたい。

安全・安心な教育環境づくりについて

後 藤 勇 人



問・窓ガラスが子供たちの身近にありながら、強化ガラスではない学校がある。震災対策として強化ガラスを導入すべきと考えるが市の見解を問う。

答・震災対策として導入の検討の余地があると考えるが、まずは学校施設の構造 자체の耐震化を優先的に取り組んできた経緯がある。この取組の中で、例えば改築工事において、強化ガラスを導入した事例もあるが、全ての学校に導入しているわけではない。

問・震災対策の強化として窓ガラスの飛散防止のために飛散防止フィルムを貼り付ける事業が有効と考えるが、市の見解を問う。

答・飛散防止フィルムは、震災対策のみならず暑さ対策や省エネ効果なども期待できると考える。強化ガラスの導入も含め、震災対策としてどの方法が有効的なか、総合的に判断する。

佐伯湾における自衛艦の錨泊について

清 家 儀 太 郎

東九州自動車道開通後の延岡市との交流について

芦 刈 紀 生

問・錨泊による漁民の漁業被害の要望をどのように受け止めているか。

答・被害発生は大分県漁協を通じて承知しているが、市として漁業権上の交渉とは関与できない。被害の原因が錨泊等によるものか特定されたら当事者間で協議し、解決することが最善と考える。

問・自衛艦などの寄港による経済効果と漁業を営む人々の矛盾をどのように考えるか。

答・漁業被害解決のため、自衛隊と漁業者の間で協議を行い、当事者間での解決が最善である。入港に関する調整を図る上で、各関係者の事前協議や連絡体制の強化を図り、進めていく。

問・体育協会参加の各連盟等の交流試合を常時行つたらどうか。

答・佐伯インターから延岡インターまでが、約五〇分で結ばれ便利になるので、延岡市とのスポーツ交流が容易になる。佐伯市の各競技団体と協議した上で、延岡市の団体と協議していきたい。

問・自治会支部単位の交流を延岡市自治会と行つたらどうか。

答・自治活動を活性化させるためにも佐伯市自治委員会連合会へ交流の必要性等について、協議依頼を行いたい。

まちづくりについて

後 藤 幸 吉

問・市民会議の結論は尊重されるか。
答・基本的な考え方を尊重した上で、最終的には市として実現可能である基本計画を成案としたい。

問・新文化会館建設検討委員会は既に、一、〇〇〇席前後の規模を答申している。市民会議では八〇〇から一、〇〇〇席程の文化会館が必要という意見と、弥生文化会館や地区公民館があるので大手前にはホールは不要ないという意見があると、八月十五日の市報に載せられていた。ところが同月二十四日の市民会議には、二〇〇席または八〇〇席のどちらかを選択せよという内容であつたが、教育委員会はそれでいいのか。

答・市民会議とは、まだ正式にすり合せをしていないが、必要な時期に来ていると考えている。

問・私は善い大手前になれば、いつも同じ質問をする。準備組合員全員を対象にして再開発を考えていると思うが、地権者の中で大手前地域での営業、居住する人の数について把握しているか。

答・地元地権者と協議を重ねていて中で、多くの方が営業・居住を希望している。

大手前開発について

桑 原 宏 史

問・市民会議には大手前に箱物が必要かどうかというところから、基本構想を市民メンバーに考えてもらうものと思っていたが、最初から箱物を建てるこことを前提として進められていたのか。

問・大手前計画そのものの理念を踏襲しているので、当然「物」を造るということで進んでいる。

問・市民会議においては、大手前に「求められること」や「具体的な機能」を多数挙げてもらい、「求められること」に必要不可欠であり、かつ複数の「求められること」を充足できる「具体的機能」を見つけ出させることで複数の「求められること」を見つけ出せる作業を行っている。しかしこの方では、どこで誰がやっても同じで、複合施設と公園しか導き出せないと思っている。多額の費用をかけて、初めから決まっている箱物への誘導をしているだけではないか。

答・コーディネーターに進行を任せおり、それが誘導かと言えばどうかと思うが、気持ちの中には誘導するという思いはない。



▲エコセンター蒲江



▲大手前開発基本計画 市民会議の様子

エコセンター蒲江の廃止について

塩 月 健 治

問・エコセンター蒲江が、なぜ廃止に至ったのか。

答・エコセンター蒲江は、今年度でごみ焼却施設の一般的な耐用年数といわれる二十年目に入り、今後、五億円を超えるという根本的な改良費が見込まれる状況となつていて。また懸案となっていたエコセンター番匠での蒲江地域のごみの受入れ環境が整つたものと判断し、平成二八年三月末をもってエコセンター蒲江を廃止し、エコセンター番匠に統合することとした。

問・廃止に係る代替措置について問う。

答・廃止に係る代替措置として、平成二六年八月二十五日に蒲江地区区長会から提出された要望の内容は「廃止後三年間は、廃止前と同様の方法でごみの持込みができるようにすること」、「廃止後三年間、一般家庭から排出される多量ごみについて手数料を免除すること」の二項目である。これらの要望については、蒲江地域における従来からのごみ処理の実情や市内の他地域との均衡などの観点を合わせ、現在その内容について検討している。

消防団の体制について

吉 良 栄 三

- 問・九組織ある消防団を平成二七年度から一団に統一する方針だが、一団制により期待されることとは何か。
- 答・昼間の消防力の低下や消防団員の減少で、地域における防災力の低下が懸念されている。一団制により指揮命令系統の統一化が図られ、これまでの管轄区域の垣根も解消でき大災害への対応も期待できる。
- 問・消防団が管轄していない地域があると聞くが実際にあるのか。
- 答・消防団規則では全ての地域が消防団の管轄になつていて。
- 問・消防団規則は火災発生時の出動要請という意味での管轄なのか。
- 答・火災だけではなく水害や台風、大災害と、あらゆる災害に対しても業務として含まれている。
- 問・規則上ではそうでも、現場の消防団の声を聞くと相違があるようだが、把握はしているのか。一団制に向けて再確認や見直しの必要があるのではないか。
- 答・その地域は把握している。今後、地元消防団の意向を酌みながら再確認と協議を行い、地域に対しても消防団員の必要性を再確認してもらい協力体制を仰いでいきたい。

公共下水道について

江 藤 茂

- 問・世帯の接続率との一年間の加入増を問う。
- 答・処理可能世帯は、八、九五一世帯で、接続率は八一・八%であり、一年間の接続増は一五四世帯である。
- 問・事業所の接続率との一年間の加入増を問う。
- 答・区域内の一、六二六事業所のうち一、二四七事業所が接続し、接続率は七六・七%である。またこの一年間で接続した数は八事業所である。
- 問・一般会計からの基準外繰入額を問う。
- 答・収益的支出と資本的支出の合計した基準外繰入額は二億三、七三三万五、〇〇〇円となつていて。
- 問・世帯や事業所の接続率が一〇〇%となつた場合、基準外繰入はどの程度改善するのか。
- 答・繰入額の全体額は減となるが、収益的支出の基準外の額が増となり、基準外繰入だけを見ると増となる。
- 問・未加入世帯や事業所に対し環境税を創設する考えはないか。
- 答・現時点では、接続率を向上させることは、市報等による啓発や戸別訪問による加入促進をしていくしか方法はないと考える。

大分県教職員組合の活動について

清 田 哲 也

- 問・大分県教職員組合が、観光庁から旅行業法違反で指導を受けた韓国ツアーや、同ツアーカーの内容及び委員会の見解を問う。
- 答・本ツアーカーは、県内の中学生と保護者を対象とし、「日本軍従軍慰安婦歴史館」などの見学や現地中学校での交流を通じ平和を考えるという内容である。これに対し、観光庁から旅行業法に抵触するおそれがあるとして指導を受けたことや、従軍慰安婦の問題に関し、国家間で見解の相違がある中で本ツアーカーを実施することに対する周囲の目を十分に意識する必要があり、教育委員会としても遺憾に思っている。本ツアーカーには本市教職員の参加はなかつたが、改めて本市教職員に対し、教育公務員としての自覚を促す必要がある。学校での平和教育は、教育基本法と、学習指導要領に基づき行われる必要があり、偏った歴史感に基づいたものでなく、市民から疑念を抱かれ、信頼を損なうことのないように、九月五日に開催した定例校長会において改めて指導を行つたところである。

小学校外国語活動について

井野上 準

- 問・平成二三年度から五、六年生を対象に取り組んでいるが、その効果や問題点について問う。
- 答・効果は、児童の外国語への抵抗感を緩和し、中学校外国語科への接続をよりスムーズに行うために有効に機能していると考えている。また課題は、小中学校が連携した指導内容、指導方法の研究である。
- 問・英語教育課程特例校を受けている市内四校と他の小学校では、中学生になつた時点で既に英語の習熟度に差が生じているのではないか。
- 答・大分県学力定着状況調査における英語科の平均正答率を見ると小中一貫校の多くが上位を占めているのも事実である。小中一貫教育を展開するに当たり、英語教育の充実を柱の一つに掲げてきたことに起因するものと考えている。
- 問・電子黒板を活用して効果的な授業を行う必要性を感じるが、購入する考えはないか。
- 答・せめて校舎の各階に一台あればと思うが、学校図書館支援員の配置や蔵書数の確保等、緊急性等を考慮し優先順位を付けて対応していく考えている。

西上浦小学校の閉校に伴う 学校施設の利活用について

浅利美知子

問・過疎化の進行による激減な人口減少で全国各地で学校が廃校となっている。佐伯市においても廃校となつてある学校施設があるが、どのように活用されているのか。また今後の活用計画を問う。

答・閉校となつた小中学校が二〇校あり、校舎の一部を民間企業への貸付けや海の資料館、また保育所等に利用している。老朽化による利用不可能な施設は計画的に解体したい。

問・西上浦小学校は平成二七年度、八幡小学校と統合する。校舎は耐震性がなく利用不可能である。早急に解体する考えはないか。

答・利用不可能な校舎等は管内に多く残っている。市全体的な課題として計画的に取り組んでいきたい。

問・今後、学校の統廃合により、未利用施設の増加や地域の衰退などが危惧される。行政が地域活性化をサポートする仕組み作りができるいか。

答・小学校単位に幾つかのモデル地域を選定し、新交付金制度を創設する方向で調査・研究を行つてている。

緊急時における公共施設の 避難誘導体制について

高司政文

問・火災や風水害、地震・津波などが発生した際、公共施設での避難誘導体制について問う。

答・避難誘導等は各種法令で定められている。この中で「南海トラフ地震対策計画」は期限の九月二十九日までに対策計画を作成する。施設の「消防計画」の中に、情報の伝達方法、利用者の誘導、避難先や避難経路等の項目を盛り込んでいる。しかし具体的な行動計画等が十分に整っていない施設もあるので、早急に対応する必要がある。

問・耐震性に問題がある佐伯文化会館について問う。

答・防火管理者を選任しているが、対策計画を作成するため施設を再点検し、職員や主催者に徹底する。

問・万が一を想定して、非常口や避難経路、危険個所などを図にし、主催者に配ることや危険個所の掲示、主催者への注意など対策を問う。

答・消防計画のフローチャート等も活用し、計画書の見直しを図る取組をしていきたい。

問・観光施設等について問う。

答・確認の結果、消防計画に不備がある施設が二ヶ所あった。

佐伯市職員等の旅費に関する条例について

佐藤元

問・必要書類の提出及び領収書の義務付けについて問う。

答・旅費の支給に伴う領収書等の提出は求めていません。また精算の仕方は現時点では条例で定額方式の支払いとなつていているので、精算方式といふ形は考えていない。

問・用途の明確化について問う。

答・旅費明細書において運賃、日当、宿泊料を支給している。また概算払については、行程や出張した人数に変更がない限り返納はしない。返納についての確認は職員の報告に基づき、不用になつた旅費を返納するが、その際、証拠書類等の提出は求めないので、自己申告となる。

問・条例の見直しについて問う。

答・大分県下で実費方式を探つている自治体は、現在のところない。引き続き旅費は、定額方式で支給する。

問・万が一を想定して、非常口や避難経路、危険個所などを図にし、主催者に配ることや危険個所の掲示、主催者への注意など対策を問う。

答・消防計画のフローチャート等も活用し、計画書の見直しを図る取組をしていきたい。

問・観光施設等について問う。

答・確認の結果、消防計画に不備がある施設が二ヶ所あった。

果樹類栽培の振興について

河野豊

問・柑橘類ほか果樹園の耕作放棄地をどのように把握しているか。

答・多くは畑に含まれていると考えられるが、登記地目上は田と畑で調査しているので明確な放棄地率は不明である。海岸部における耕作放棄地は柑橘類での樹園地が多く含まれていると思われる。

問・柑橘栽培に対する補助金制度を問う。

答・制度としては、「次世代を担う園芸産地整備事業」において、ハウス施設等の規模拡大や機能向上の事業があり、県が三分の一、市が六分の一を補助し、新規就農者の場合は市が上乗せして三分の一を補助する。

答・柑橘の苗木の補助としては、「大分県果樹山地若返り事業」として、改植を目的とする場合、苗木二〇本購入した者に、一本三〇〇円を上限として二分の一の補助、市も単独で〇本以上購入した者に三分の一の補助を行つてている。管理道の整備等については、改植や新植の事業と絡めて行えば、簡易な整備もできる。園地内のモノラック整備は、国・県の事業の活用もできる。

総務常任委員会活動報告

委員長 御手洗 秀光

総務常任委員会における所管事務調査を五月一二日及び六月二七日に実施しました。その概要について報告します。

●「避難路・避難地に係る最新の整備状況について」（五月一二日実施）

執行部から、現況の説明を受けました。その内容は次のとおりです。

◇防災備蓄倉庫の整備箇所は、やまと児童公園、総合運動公園に隣接する中スカ、佐伯市火葬場（紫翠苑）付近の三ヵ所とする。

◇避難路・避難地に係る県の補助制度は平成二八年度まで継続する。

◇防災ラジオの整備については、今年度中に実施設計を終了する。

◇防災士の有資格者は、四四八人となつてあるが、防災士会に加入しているのは一〇〇人程度であり、市としても加入促進を支援したい。

◇未整備の避難路・避難地については、避難訓練等の結果を踏まえ、要望等も含め総合的に判断し、整備・改良を検討する。

●「佐伯市つるみ山荘の視察について」（六月二七日実施）

年間の指定管理期間が終了することから、当該施設の維持管理等における現状を把握するため、由布市の現地を視察しました。



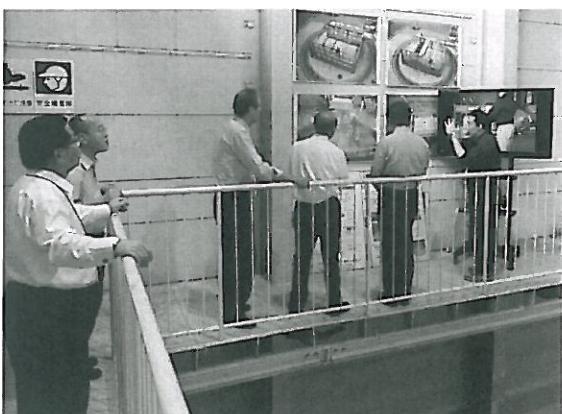
▲つるみ山荘（由布市）の視察

建設常任委員会活動報告

委員長 清田 哲也

●六月一七日、平成二五年度市営住宅賃収納状況について、所管事務調査を行いました。

●六月二五日、本委員会の研修会において、一般社団法人フォレストック協会の石黒理事長を講師としてお招きし「水と緑の連携水インフラ整備支援」に関して講演をしていただきました。講演内容は、水道事業を取り巻く環境が有収水量の減少や老朽管の更新などに起因し年々厳しさを増していく中で、水道事業の安定的継続を担保する手法の一つとして、森林資源を活用した民間資本の導入に関するものでした。



▲港湾空港技術研究所施設の視察

●六月一七日、平成二五年度市営住宅賃収納状況について、所管事務調査を行いました。

●六月二五日、本委員会の研修会において、一般社団法人フォレストック協会の石黒理事長を講師としてお招きし「水と緑の連携水インフラ整備支援」に関して講演をしていただきました。講演内容は、水道事業を取り巻く環境が有収水量の減少や老朽管の更新などに起因し年々厳しさを増していく中で、水道事業の安定的継続を担保する手法の一つとして、森林資源を活用した民間資本の導入に関するものでした。

●七月一五日から一七日、行政視察を行いました。一五日は、南海トラフ巨大地震対策特別措置法について、本市が取り組むべき課題や、国庫補助のかさ上げ対象になる事業の内容について、意見交換を行い、同日、内閣府の職員から説明を受け、今後、国土交通省道路局長に面会し、同法における速やかな事業認定と、社会資本整備総合交付金の拡充について要望活動を行いました。一六日には、神奈川県横須賀市にある独立行政法人港湾空港技術研究所を訪れ、地震・津波に強い港湾施設について、また、神奈川県逗子市を訪れ、下水道ビジョンについて、一七日には、千葉県浦安市を訪れ、市街地液状化対策事業について、それぞれ視察を行いました。

●七月一五日、佐伯東小学校保護者会から依頼を受け、南海医療センタービルにて、保護者会、校長、教育委員会、建設部、総務部を招いて話合いを行いました。

●七月二四日、社会福祉協議会との意見交換会を開催し、協議会の各種サービス事業の現状を把握しました。



▲社会福祉協議会との意見交換会

教育民生常任委員会活動報告

委員長 芦刈紀生

●七月三一日、新しく開設された地域密着型施設である「ケアタウンながと」を視察しました。

●七月三一日、「第七期老人福祉計画」及び「第六期介護保険事業計画」の策定について、勉強会を行い、執行部から説明を受けました。

- 九月四日、佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、こども福祉課と勉強会を行いました。
- 九月四日、旧西部清掃センター焼却場の現地視察を行いました。
- 九月四日、佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正に伴う蒲江生活支援ハウスの現地視察を行いました。
- 九月一日、歴史資料館条例の制定に伴う現地視察を行いました。

経済産業常任委員会活動報告

委員長 矢野精幸



▲木立永野工業用地の視察

政策研究会活動報告

会長 高司政文

業の概要と事業計画を確認しました。
●九月一二日、議案審査に先立ち、
地方卸売市場統合整備事業用地の現
地視察を行い、あわせて木立永野工
業用地の視察も行いました。

- 第二期中心市街地活性化基本計画と大手前開発基本計画については、これまで三度にわたり執行部から報告を受けしており、今後も協議会・市民会議等の進展がある都度、報告を受け、最新の状況把握に努めます。

テマが余りにも幅広く、短期間に何らかの方向性を出すのは困難であると判断し、意見の多かった「移動手段」に絞り、調査研究を行うことになりました。

まず、公共交通の実態把握をするため、会員を二班に分け、市内全域の路線とバス停の現地調査を行いました。また、公共交通施策の先進地である長野県長野市、茨城県龍ヶ崎市への視察及び県内視察として豊後大野市に赴き、各種公共交通の特徴、利用者増に向けた取組等を学びました。

このため平成二二五年度の議会運営委員会において報告会の在り方を議論し、平成二六年度の開催に当たり開催方法の一部変更を行いました。

報告会を実施する単位を常任委員会とし四委員会で各地を回り、各委員会の取組により参加者は各地域で増加しました。しかし、委員会単位では他の委員会の取組を報告することができず、参加者の皆さんからもその点の御指摘をいただきました。

再度、議会報告会の在り方について議会運営委員会で協議し、平成二七年度からは従前の班編成により報告会を実施するよう改めます。開催は年度当初の一回となります。各常任委員会は、今後も必要に応じて適宜、報告会を行います。市議会は市民との交流の場として充実した報告会が継続できるよう努めてまいります。



▲先進地視察（豊後大野市）

★トピックス関連③

議会報告会の見直しについて 議会運営委員長 上田徹

調査に取り組んでいます。

●九月四日、佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、こども福祉課と勉強会を行いました。

●九月四日、旧西部清掃センター焼却場の現地視察を行いました。

●九月四日、佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正に伴う蒲江生活支援ハウスの現地視察を行いました。

●九月一日、歴史資料館条例の制定に伴う現地視察を行いました。

- 九月四日、佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正に伴う蒲江生活支援ハウスの現地視察を行いました。
- 九月一日、歴史資料館条例の制定に伴う現地視察を行いました。

第六七回大分県民体育大会

五位入賞（記録一四秒八）
桑原宏史

●県体一〇回出場表彰
井野上 準

吉良栄三

市議会選手団は、九月一三日に議員ソフトボール、一四日に陸上競技に出場しました。ソフトボールでは三年ぶりに初戦突破しました。陸上四×一〇〇mリレーでは惜しくも二連覇を逃しました。また、今回出場した選手のうち、二人が県体一〇回出場表彰を受けました。



●議員ソフトボール（監督 矢野精幸）
東国東郡
二回戦 佐伯市六一〇 速見郡
第一走者 吉良栄三
第二走者 塩月健治
第三走者 富松万平
第四走者 清田哲也
議員教委一〇〇m個人

●陸上競技（監督 井野上 準）
議員教委四×一〇〇mリレー
準優勝（記録五六秒八）
第一走者 佐伯市九一六 国東市・



- 意見書提出
九月定例会において、次の意見書を可決し、関係機関に送付しました。
●軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書
●「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書
●伊方原発の再稼働に慎重な対応を求める意見書

決算特別委員会の設置

九月一四日の本会議において、平成二五年度佐伯市各会計決算の認定に係る決算特別委員会（議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成）を設置し、当委員会への付託、閉会中の継続審査を決定しました。同日、本会議終了後、特別委員会を開催し、委員長に吉良栄三委員、副委員長に兒玉輝彦委員を互選、審査日程を一〇月二〇日から二二日までと決定しました。



行政視察受入れについて

◆一〇月一日（水）

【視察団】湾岸議会議長協議会（福岡県古賀市・福津市・新宮町）
〔研修事項〕議会改革について（議会報告会、議会モニター制度、委員会の放送）

一一月定例会のご案内（予定）

一一月一八日（金）開会
一二月五日（金）一般質問
八日（月）一般質問
九日（火）一般質問
一〇日（水）一般質問

一一日（木）常任委員会
(経済産業・教育民生)
一二日（金）常任委員会

一九日（金）採決・閉会
(建設・総務)

※ぜひ傍聴にお越しください。



本会議及び委員会審査の模様はインターネットで録画映像を配信しています。佐伯市議会のホームページからご覧ください。

編集後記

発行 佐伯市議会
〒876-8585
佐伯市中村南町1番1号
TEL 0972-22-4598

編集 広報委員会
印刷 (有)アオキ

○御意見、御要望等ございましたら、下記へお寄せください。
メール:gikai@city.saiki.lg.jp

○市議会に関する情報は佐伯市のホームページから閲覧できます。
佐伯市議会 検索

<http://www.city.saiki.oita.jp/>

会社の業績などが急回復することを「V字回復」という。大阪のテレパーカー「U.S.J.（ユニバーサル・スタジオ・ジャパン）」は最近、この会社のピンチを救つたのが「新聞やテレビの代名詞として語られる。新聞役員の斬新な発想だ。その一つが『同社は現場にある』とし、アイデアを答えるために毎日、園内を歩き、来場者の楽しむ姿に目を凝らしながら考え抜いたのがジエットコースターを「後ろ向き」に走らせることがだつた。今までにない絶叫体験に、オーブンするアーチや長蛇の列ができる。数々のアイデアで集客数を伸ばし、今年、四五〇億かけた巨大アトラクションを投入し、爆発的なヒットを記録している。人生でも会社、組織でも必ずつと順風満帆といふことはあり得ない。必ず裏切ってくるピンチを乗り越える力が、第一に必ず打開できると信じることは、第二に頭以上に足で考えることと言われる。活路は常に現場から生まれる現場の声をいかし、女性・若者の活躍を推進することが「地域創生」のカギである。疲弊する地域創生の復活を。広報委員長 後藤勇人